

(参考資料 - 2)

株式会社と有限会社の差異。

	株式会社	有限会社
出資者の数	株主の総数に制限が無い	出資者は25人まで
業種	全ての商業活動、工業、サービス業	金融、保険、証券会社は除外、株式会社のみ
資本金の預け入れ	設立に先立ち資本金を振り込む必要は無い	資本金の50%を勧業銀行に預け入れる
資本金	株式	出資者の割合
株式・出資金の譲渡	法律の範囲内でどのような形でも実施出来る	公開、登記する
授權資本の設定	認められる	認められない
経営機関	株主総会、取締役会、役員会	総会のみ
監査機関	監査役	選択出来る
取締役会・株主総会	少なくとも年一回	必要に応じて総会を開催
株主総会の公示	15日前から30日前に全国紙面上にて公示、15日前に株主に通知	15日前に出資者に通知
	総会に参加する為にあらかじめ株券を保管	なし
	株式の証明書を発行	なし
	株式市場にて資金調達、社債の発行	なし
	株式と株主の台帳が必要	なし

結論

設立に際して必要となる書類の差は余り無い

設立までの手続きの差も余り無い

決定に際して株式会社の方が煩雑かつお役所的な手続きが多い

株式会社の場合の方が色々な帳簿類を管理する必要がある

(株主総会台帳、取締役会議事録、経理台帳、株主台帳、出席台帳、株式保有台帳など)

株式会社の方が銀行、顧客、取引先からはより安全で権威があるとみなされる